

2015年8月19日

明治大学知的財産法政策研究所 (IPLPI) シンポジウム

著作権集中管理団体と競争法のあり方

－JASRAC 最高裁判決を契機に－

文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業 (平成 23－27 年度)

「情報材の多元的価値と、創作・利用主体の役割を考慮した知的財産法体系の再構築」

第二部報告 (3)

「欧州における権利の集中管理をめぐる近時の動向について」

今村哲也 (明治大学情報コミュニケーション学部准教授)

ただ今ご紹介にあずかりました明治大学の今村でございます。高いところから失礼いたします。

早速ですけれども、私の報告に入りたいと思いますが、パワーポイントのスライドはございません。お手元の資料に沿って説明をまいります。

資料のタイトルは「欧州における権利の集中管理をめぐる近時の動向について」でございます。欧州というと、欧州連合、すなわち EU を想起しますが、欧州連合といっても各国あるわけです。欧州連合と欧州各国のどちらにフォーカスするかによって、タイトルの意味合いが随分違ってくるのですけれども、この資料は、どちらかということ、欧州各国に触れつつ、EU に着目して見ていこうという内容になっております。

欧州の全ての国を見るわけにいかないの、幾つかの国で著作権の集中管理等の概要がどうなっているのかにつきまして、既存の幾つかの資料を見ながら整理した表が 1 ページ目の 1 にございます。

イギリス、フランス、ドイツの 3 カ国について、集中管理団体の設立が許可制なのか、届け出制なのか、その関連法規がどうなっているのか、あるいは使用料規制がどのようになっているのか、音楽著作物の分野において集中管理団体がどのような状況にあるのか、今回の JASRAC の件でも問題になりました放送局とのライセンスがどのようになっているのか、あと競争法がどういうふうになっているのかということをお大雑把にまとめた表でございます。

この表自体は、多少正確性に問題がある部分もあるかもしれません。大雑把に申しますと、イギリスは届け出制になっているようです。フランスは許可制と書いてあるのは、これは民法法人としては裁判所の許可がないと設立できないので許可制ということだと思っております。基本的には文化通信省に対する届け出で足りるということになっているようです。ドイツについては許可制ということのようです。これらの点は、よく文献を精査してみないと不明な部分もあります。使用料規制についても、特段の規制なしという国もあれば、届け出しなければならないという国もあります。

特徴的なことは、音楽著作物の分野では、著作物の権利のカテゴリーによって団体は異なりますが、それぞれのカテゴリーの分野では単独で管理事業を営んでいる状況になっております。単一の団体が支配している状況は、日本と似ております。この辺はこの3カ国以外のEU各国でもおおむねそのような状況であると考えられております。放送局とのライセンスにつきましては包括契約を行い、包括徴収をすることも、わが国と同じような状況です。

競争法につきましては、EUレベルでの競争法的な法規もあるのでありますが、各国の通常の競争法ルールというものもございまして。さらに、ドイツやフランスの場合、知的所有権法にも競争法に準ずるようなルールが内在しておりますので、そういうことも含めて全体として競争法的な規律がなされることになっているようです。

さて、これらのことから得られる示唆でございますが、まず、たとえば音楽の分野において、たくさんの管理団体が何か切磋琢磨して、競争し合って、しのぎを削ってとか、そういうことではないようです。加えて、音楽の著作物の放送における利用も、包括契約、包括徴収というライセンスの方式が、普遍的なものとして、あるいは非常に合理的なものとして受け入れられている状況が、欧州各国でも見てとれました。

つぎに、EUにおける著作権集中管理の法制度でございます。これに関してはさまざまな関連する制度はありますのでありますが、2014年に著作権集中管理指令ができましたので、今回は、これについて若干ご紹介をしてみたいと思います。この指令なのですが、大きく分けて2つの異なる主な内容を含んでおります。EUは28の加盟国があって、それぞれの国にそれぞれの法律があります。集中管理団体を規律するルールも異なるわけです。要は、各国においてルールが非常にバラバラになっている側面もありますから、それに対してミニマムスタンダードを設けるということ、それが今回の指令の主要な内容の一つです。

もう一つは、EUでは、音楽の著作物のオンライン利用に関して、いわば単一市場的なものを目指し得る状況にある。そのことから、集中管理団体が、音楽の著作物をオンライン利用のための権利に関するマルチテリトリーなライセンスの付与、すなわち、ヨーロッパ全域でこのライセンスを付与するということが行う場合に、いろいろ問題も生じてくる。そこで、ある集中管理団体が、そうしたライセンスを実施するために充足するべき要件を定めておくということが必要である。それが二つ目です。このことにより、音楽のオンライン利用のプロバイダー等がマルチテリトリーのライセンスを安くするという仕組みを設けるということになってございます。

指令がなぜできたか、です。まず、その背景は、集中管理団体というものの役割が非常に重要だということに加えて、各加盟国の国内法に大きな相違があるということがあります。それぞれの国でこの分野にさまざまなルールがあるわけです。ですから、それについてミニマムスタンダードという形で、EU指令の中で要件を設けることにしました。そのことによって、集中管理団体の活動を通して域内市場における非効率な権利の活用とか、利害関係者が損失を受けたりすることを防ぐことを目指しております。そうしたことを実現する中身は、集中管理団体について適切なガバナンスを促進することです。ガバナンスの方法とか、権利集中管理団体に対する監督像のフレームワークについて、規定を設けております。また、財務管理の方法やさまざまな情報の報告義

務など、そういうことに関する要件も設定しております。

それに対して、次の音楽のオンライン利用に関するマルチテリトリーのライセンスの要件と、この集中管理団体に関するミニマムスタンダードを設けるということとは幾分性質の異なる議論であります。オンラインで音楽を配信するというような場合には、各国ごとの市場というよりも欧州の単一デジタル市場というものが観念できます。そうした市場に参入する上で、ライセンスをヨーロッパ全域に対して付与する仕組みをさまざまな団体等が検討しているわけです。というよりも、実際にもう運用されているわけです。これについて、そうしたライセンス付与を集中管理団体に関わって行うという場合に、より問題なく円滑化するための要件を国内法で設けていくという方向でルールが作られております。

資料の2ページ目に指令の具体的内容が書かれております。指令の条文を見ますと細かなことがさまざま定められています。指令のタイトル1は、一般規定ということで、定義規定や目的が書かれております。タイトル2では、集中管理団体に関するミニマムスタンダードが書かれております。こうしたルールを各国国内法で整備しなさいということが4条から22条まで規定されております。もちろんこれはミニマムスタンダードですから、各国は集中管理団体の規律に関してより厳しい要件を設けることが可能です。イギリスの関係者などに聞いたら、この集中管理団体指令の要件というのは、イギリス国内法ではもう担保されているので、国内法にあまり影響はないだろうと言っている人もいましたけれども、EUはたくさん国々がありますから、その国によってはいろいろ整備を要することもあるのではないかと思います。

タイトル3からは、集中管理団体による音楽著作物のオンライン利用に関するマルチテリトリーなライセンスに関する要件が設けられております。実際には、このマルチテリトリーなライセンスをどうやって使うかはいろいろなやり方があると思うのです。たとえば、音楽出版社やそうした組織が、集中管理団体を經由しないで、直接にマルチテリトリーなライセンスを付与することもできるでしょう。一方でCMOとして相互管理契約などのネットワークを使いながらヨーロッパ全域のライセンスを達成していくという方向性もあるでしょう。いろいろな方法がある中で、この指令では集中管理団体によるこういうマルチテリトリーなライセンスを推進していくときに、各国国内法にこういう要件が集中管理団体に設けられていると良いですね、という要件を定めるに至っております。私はそのように理解しております。

ここで設けられている仕組みですが、例えば、管理楽曲のレパトリーの透明性とか資金の流れというものの正確性を確保するとか、そういう集中管理団体としての最低限の品質を確保させるという内容の規定とか、支払い時期については遅滞なく行わなければいけないとか、それから集中管理団体がマルチテリトリーなライセンスを付与する要件を満たしていない場合に他の集中管理団体にそのライセンスについて代理を求めることができるようにするとか、そういうことを規定しています。割と緩やかな各国国内法で導入しやすい一般的なルールを、ハーモナイゼーションの一環として求めていると見ることができると思います。

その他、タイトル4には、苦情処理手続であるとか、紛争処理をめぐるエンフォースメントの措置が定められています。タイトル5には、報告義務に関する指令自体の実施に関するさまざまな細則が定められております。この指令の国内法制化の期限は2016年4月

10日になってございます。現在各国でこの指令の定める要件を満たしていない国では、各国国内法の整備を進めているところかと思えます。

最後にEUの動向から得られる比較法的な示唆でございます。比較法にはいろいろな方法があると思えます。一つは国際的・地域的な制度調和の過程の影響を評価する基本的な司法としての比較法です。これは何を意味するかといいますと、どういう形でハーモナイゼーションが進んでいるのかを分析する比較法です。EUを離れて、より広く、国際的な著作権法という分野を見たときに、集中管理団体に関する法的規律は、ほとんどハーモナイズしていないのが現状です。そうすると各国国内法で個別に集中管理団体に関するさまざまな規制や法制度を用意している状況です。要するに、プレ・ハーモナイゼーションの状態にあることとなります。

それに対して、EUでは域内市場の完成という文脈で域内調和の試みが見られるものの、基本的にはEUの28の加盟国において集中管理団体の規律に関するそれぞれの法律があつて、たとえば音楽の分野であれば、単独もしくはカテゴリーごとに単独の集中管理団体が支配している状況があります。各国の市場がそれなりに分かれたものであれば、それでよいでしょう。しかし、インターネットのオンラインで音楽を配信するという状況では、単一デジタル市場が存在するのではないかという話になってくるわけです。そうすると、それぞれの集中管理団体が、その分野では競争してください、という議論にもなってくるわけです。

そういう中で、基本的には今28の加盟国でカオス状態にある集中管理の法制度を、取りあえず最低限ここの基準を設けるという意味でのミニマムスタンダードを設けたというのがこの指令のポイントです。とはいえ、日本への示唆を考えてみた場合に、こうした調整を行う必要があるのはさしずめEUだけなのではという気もしました。そうすると、比較法的な示唆はあまり得られなかったということになります。

国際的にみても、集中管理団体の規律を国際条約でどうする、こうするという議論が、そこまで盛んに行われているかというところでもないようです。そうしますと、今後、この欧州の集中管理指令が、それぞれの30近い加盟国の中でどのように実施されていくのかという点は興味深いかもしれません。各国国内法は、各国の歴史や文化的な相違を反映しています。日本でもプラーク旋風から始まって、歴史的にいろいろな背景を持って、現在の法制度になっているわけです。こうした特色をもつ集中管理団体に関する規律が、EUの各国法でミニマムスタンダードによりどれだけ調和できるかというのは、一つの比較法的示唆というか、観察の対象として興味深いと思えます。

もう一つの比較法は、問題の認知の手段としての比較法です。これは平たくいえば、外国でこんなことがあつて、日本ではないからこれは面白いな、示唆を受けるなという、そういうことです。この点、EUでは、幾つかの文献を見る限り、各国ごと、分野ごとに単一、または少数の集中管理団体しかないという現状です。そして、それ自体について競争法上の懸念があるかといえば特にない。また、安藤先生から言及があつたような

「JASRACの独占が崩せる方法」というような話と類似のことを議論しているような文献は、管見の限り、ヨーロッパではあまり見かけませんでした。

ですので、日本でもこのままでいいのではないか、というのがEUの考察から得られた示唆となります。安藤先生から殴られるかもしれませんが、そういう示唆を受けて

しまったのです。ただし、フランスとイギリスに見られるように音楽著作物の分野において演奏権と録音権とを別々の団体が管理しているというのは、ドイツは違うようなのですが、そこは示唆が得られるかもしれません。ただ、それが本当に社会的に有益かどうかは、どういうふうにあるのか。これらの点は後で安藤先生にお伺いしたいと思っております。

あともう一つは、集中管理団体によるマルチテリトリーなライセンスについてです。EU というものを単一市場と捉えられるようになれば、そこでは各国の集中管理団体同士で競争が行われる可能性も出てくる、という話です。特に問題になるのは、音楽のオンライン市場です。要するに音楽をインターネットで配信する、音楽をオンラインで利用する市場ではあり得るのではないかということです。演奏権というか、カラオケとかそういうものは、監視業務の必要性があります。すなわち、監視業務の達成という点からは、各国ごとに集中管理団体において、全部に監視体制を整えておくこと、あるいは、ライセンスが存する外国の全部に相互契約を結んだ集中管理団体があるということは、重要なことかもしれません。けれども、オンラインの配信ということになると、監視体制もオフラインの場合とは異なることから、別に何か各国ごとに集中管理団体など置かなくてもよいのかもしれません。一つの集中管理団体が、ヨーロッパのマルチテリトリーなライセンスを付与すれば足りるということもできるかもしれません。

このマルチテリトリーなライセンスですが、もちろん、音楽出版社などが独自で実施していても構わないような気もいたします。そうすると、欧州デジタル市場が出てきたときには、集中管理団体それ自体の存在意義というものを今後どう捉えていくのか、その点も興味深いところです。

ところで、長期的に見て、マルチテリトリーなライセンスの付与をこの単一の集中管理団体に認めていくことになっていきますと、文化的多様性に関する悪影響があるのではないかという議論があります。具体的には、大手の音楽出版社が特定の集中管理団体とマルチテリトリーなライセンスを締結した場合、その大手音楽出版社は、その他の集中管理団体との契約は全部解除する、ということを進めていくわけです。そうすると、契約を解除された弱小の集中管理団体は、大手音楽出版社が権利を持っているようによく使われるレパートリーが失われます。他方で、レパートリーがごっそり抜けおちたとしても、その小さな集中管理団体の全体的な管理コストはあまり変わらないわけです。

そうなってくると、ある種の弱小というか、ローカルな集中管理団体の収益力は全体として低下していきます。ひいては、ローカルな集中管理団体にしか預かってもらえないローカルの作曲家とそれらの音楽の利用に悪影響を与えるのではないか、という状況が生じるという懸念が示されていたのです。この因果関係については、ちょっとこれは本当なのだろうかという印象もあったので、もう少し吟味してみないと分かりません。

EU の域内市場という観点から見ると、今 28 の加盟国にそれぞれ集中管理団体があって、これらの多数の団体が域内市場のなかでどういう競争関係に立つのかという意味で、議論はアルファから出発しているように見えます。その意味では、独占の解消という要素はあまりないわけです。これに対して、日本の議論 JASRAC が事実上独占的な地位を占めているというオメガから出発しています。個人的には、もし仮に、日本の JASRAC の独占をある程度解消する必要があるならば、何らかの起爆剤が必要になると思うので

す。

けれども、現在の状況に対して、本当に起爆剤が必要なのでしょうか。川瀬先生の立場ですと起爆剤的なものはなくても、今のような競争がなされていればいいという状況かもしれない。けれども、安藤先生の立場ですとどんどん起爆剤を投与するという印象も受けました。この点は今後のパネルディスカッションの議論に委ねたいと思います。ご清聴ありがとうございました。